

会 議 録

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | 令和5年度第1回和泉市景観審議会  |
| 開催日時                      | 令和5年11月13日【月】10時00分から12時00分まで   |
| 開催場所                      | 市役所3階 3B会議室   |
| 出席者                       | (委員 7名)<br>下村委員、北條委員、若本委員、綿谷委員、阿部委員、亀元委員、森委員<br>(事務局 5名)<br>都市政策室長、都市政策担当課長、都市政策担当総括主幹、都市政策担当まちづくり推進G 2名                        |
| 会議の議題                     | 1. 議事<br>(1) 役員選出について<br>(2) 景観ガイドラインについて<br>(3) 和泉市立総合医療センターの増築棟について<br>2. 報告<br>(1) 今後のスケジュールについて                             |
| 会議の要旨                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・室長挨拶</li> <li>・議事審議</li> <li>・報告</li> <li>・その他</li> <li>・閉会</li> </ul>     |
| 会議録の作成方法                  | <input type="checkbox"/> 全文記録<br><input checked="" type="checkbox"/> 要点記録   |
| 記録内容の確認方法                 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている<br><input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている<br><input type="checkbox"/> その他 |
| その他の必要事項【会議の公開・非公開、傍聴人数等】 | 会議公開、傍聴者1名  |

審 議 内 容 【発言者、発言内容、審議経過、結論等】

【事務局】

只今より令和5年度第1回和泉市景観審議会を開催いたします。

改めまして本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

誠に僭越ではございますが、本日、進行役を務めさせていただきます都市政策室の山口でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本審議会は、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき公開し、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議録作成のためICレコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご報告事項として、井元副会長に代わり、森 茂樹 様が新たに就任されました。

また、岩井委員に代わり、亀元 靖彦 様が新たに就任されました。

本日は、委員総数9名中7名の委員にご出席を賜っており、過半数となっておりますことから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは審議会開催にあたり、都市政策室長の阿形よりご挨拶を申し上げます。

【阿形室長】

皆様おはようございます。

早速ですが、令和5年度第1回和泉市景観審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

下村会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様にご多大なご尽力をいただきまして、8月1日に景観行政団体となり、9月に景観計画を策定いたしました。

いよいよ令和6年1月に本格的に運用を開始することとなります。

本日の審議会では、主に事業者向けに活用していく和泉市景観ガイドライン（案）について、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

本市が良好な景観を形成していけますよう、委員のみなさまへ今後も連携・協力をお願い

いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、これより進行については、下村会長にお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

**【下村会長】**

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。次第1の議事(1)「役員選出について」でございます。

副会長である井元委員が退任されましたことから、和泉市景観条例施行規則第23条第1項により副会長の選出を行っていただきます。副会長の選出については委員の互選となっておりますので、選出につきまして、ご意見・ご提案がございましたらお願いいたします。

**【阿部委員】**

副会長につきましては、和泉市で建築事務所を営まれ、大阪府建築士会でも精力的にご活躍されている北條委員にお願いできればと考えますが、いかがでしょうか。

**【下村会長】**

只今、阿部委員から副会長に北條委員を、とのご推薦がございましたが、皆さまいかがでしょうか。

**【全員】**

異議なし。

**【下村会長】**

ありがとうございます。

それでは、副会長を北條委員にお願い申し上げたいと存じますが、ご了解いただけますでしょうか。

**【北條委員】**

了承いたします。

【下村会長】

ありがとうございます。

ご了解をいただきましたので、北條委員を副会長に選任することで決定いたします。

【北條委員】

ただ今、委員の皆様からわたくしを副会長に選出いただきまして、ありがとうございます。

副会長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

審議会の運営につきましては、会長及び委員皆様方のお力をお借りいたしまして、円滑かつ厳正な審議会の運営に努めさせていただきたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【下村会長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

議事（2）「景観ガイドラインについて」事務局より説明願います。着座での説明で結構です。

【事務局】

事務局の佐原です。

それでは、議事（2）「和泉市景観ガイドラインについて」ご説明します。

説明につきましては、着座にて失礼いたします。

「和泉市景観ガイドライン」につきましては、前回5月開催の景観計画策定委員会で骨子案をお示しし、7月には専門家ヒアリングを開催し、ご意見をいただきました。

本日は、これらのご意見を基に修正しました内容についてご説明いたします。

では、資料「和泉市景観ガイドライン 抜粋」の22ページをお願いします。

緑色の部分が追記した箇所となっています。

右上部分ですが、景観計画への適合としか記載しておりませんでした。適合するのは当然、さらにより良い景観形成に向けた協議が必要とのご意見をいただきましたので、「より良い景観形成に向けた協議」を追記いたしました。

次に、下段の「完了届の提出」と「完了検査」の部分ですが、届出と異なる色で外壁が

塗られた事例が他市で見受けられるというご意見や、工事施行者の判断で届出とは異なる意匠になった事例があるというご意見をいただきました。

このことから、「完了検査の実施」を明記することで、一定の抑止力が働くとのことご意見をいただきましたので追記いたしました。

また、※1の景観アドバイザーの役割について、アドバイザーから直接事業者へ指導・助言を行うのか？それとも行政から行うのか？とのことご質問をいただきました。

市・アドバイザー・事業者の3者で協議を行いますが、アドバイザーから出されるご意見を基に最終的には市の判断・責任をもって助言・指導を行うもの。という意味で、「景観アドバイザーからの助言・指導の内容を踏まえて、市から行為の計画者に対して助言・指導書を交付します」との文言追記を行いました。

次に、24ページをお願いします。

建築確認申請の対象とならない修繕・模様替えについても、景観への影響があるため届出対象とすべきである、とのことご意見をいただきましたので、緑色の部分「建築確認申請が必要とならない修繕・模様替であって、外壁の一の面の面積の2分の1を超える部分を従前と異なる外観に塗り替える行為を届出等の対象とします。」と追記いたしました。

次に30ページをお願いします。

以前のガイドラインでは「屋内に存在する広告物であれば屋外広告物に該当しません」と記述していましたが、近年は屋内の広告物をいかに規制対象としていくかの検討もされていることから、対象外の定義をわざわざ示す必要性もないため削除いたしました。

次に、40ページと41ページをお願いします。

視点場という言葉を使っていたのですが、より周辺も含めるという意味で主要眺望点という表現に変更したこと、また、この主要眺望点について、わかりやすく眺望の方向を扇形に図示したほうが良いとのことご意見をいただきましたので、修正いたしました。

41ページでは、配慮イメージの×の部分に「稜線を切る」を追記いたしました。

次に54ページをお願いします。

赤丸のイラスト部分が二段擁壁を想定させるような誤解を与えてしまう図になっていたため、修正いたしました。

次に60ページをお願いします。

こちらは、綿谷委員からご提供いただきましたマニュアルを基に、本市のイメージを向上させるような屋外広告物のデザインのページを作成いたしました。

次に71ページをお願いします。

景観計画区域内行為事前協議書の赤で囲っている部分ですが、用途地域は景観に大きく影響を与えるとのことご意見をいただきましたことから、「用途地域」欄を追加いたしました。

最後に、82ページ～84ページをお願いします。

現況写真の備考・作成方法について、敷地の一部しか映っていない写真を提出されることのないように「行為付近及び当該行為地の現況がわかるカラー写真を撮影してください」に変更いたしました。

以上が、7月に開催しました「専門家ヒアリング」のご意見を集約し、修正した内容でございます。

議事（2）「和泉市景観ガイドラインについて」の説明を終わります。

**【下村会長】**

ありがとうございます。事務局より7月開催の専門家ヒアリングの意見を反映し修正されたガイドラインが示されました。これにつきまして、皆様からご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

**【下村会長】**

景観アドバイザー一部会は、設計者が来られて開催されますか？

**【事務局】**

はい、設計者と行政とアドバイザーの三者間での協議の場となります。

基本的にはオンライン形式でと考えておりますが、場合によっては現地確認などするなど、臨機応変に対応していきたいと考えております。

**【亀元委員】**

事前協議の中の景観計画への適合と届出の景観形成基準への適合審査は同じものという理解で良いですか。

**【事務局】**

概ね同じであると考えております。

事前協議で景観計画への適合及びより良い景観形成に向けた協議を行い、届出でも改めで景観形成基準への適合審査を行うという流れです。

【下村会長】

年間の届出件数の想定は？

【事務局】

約30件弱と考えております。

【森委員】

プロジェクションマッピングも屋外広告物の事前協議の対象となりますか？

【事務局】

デジタルサイネージという取扱いとなるので、7㎡を超えるものは事前協議の届出対象となります。基準等については、景観誘導指針を定めています。

【阿部会長】

景観アドバイザーはどのような方がされるのですか？

【事務局】

都市景観に精通された下村会長、屋外広告士である綿谷委員、大阪府建築士会からご推薦いただいた建築士である濱田様にご協力いただきます。

【下村会長】

他にご質問は無いようですね。それでは、議事2「景観ガイドラインについて」は概ね良いと考えます。

これより生じる修正案の内容確認については、私に一存いただく形で議事2を終わりたいと思います。

引き続き、議事3「和泉市立総合医療センターの増築棟について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局の佐原です。

それでは、「議事3 和泉市立総合医療センターの増築棟について」ご説明します。

別冊資料をご覧ください。

和泉市立総合医療センターは、平成30年に現在の地に新築移転を行い、開院より5年

が経過いたしました。

和泉府中駅と和泉中央駅をつなぐ本市の幹線道路であります「和泉中央線沿道」に位置し、隣接の槇尾川公園と一体化した緑豊かなホスピタルパークを形成し、安らぎのある景観形成を図るなど、地域の「ランドスケープ」となるようにデザインされ、建築されました。

ゆとりを持ったロータリースペースの確保や、敷地中央の建物配置、病棟階のセットバックなど、近隣への圧迫感を低減しつつも、病院として必要な視認性を確保しております。

また、総合医療センターは、令和3年4月から国指定地域がん診療連携拠点病院に指定されていること、令和4年3月に大阪府より地域医療支援病院として承認受けていることなど、和泉市民並びに泉州地域の皆様から地域の拠点病院として、愛され、親しまれております。

このような状況から、想定しておりました外来患者数を大幅に上回り、令和3年度から増築に向けての計画が始動しておりました。

本日、議題とさせていただきましたのは、増築棟の外壁色が既設本館と同色で、本市景観計画にて定めるマンセル値に適合しない「青紫色の明度2、彩度2（5PB2/2、ガイドライン45ページ）」で、計画・設計されていますが、市のシンボル・ランドスケープでありますことから、「適用除外」として取り扱うことに対して、委員の皆様のご意見を伺うものです。

それでははじめに、総合医療センターの現況を説明したのち、増築棟のコンセプトについて、イメージパース図、各立面図などを用いて、説明してまいります。

まず1枚目から3枚目は本市の「河川景観軸」でもあります「槇尾川沿い」から建物を眺めたもので、建物の正面（北面）にあたります。

4枚目・5枚目は西面からの眺め、6枚目・7枚目は南に面する住宅地からの眺めで、建物の背面にあたります。8枚目は「道路景観軸」でもあります「和泉中央線沿道」から眺めたもので、東面にあたります。

この外壁色が使用された経緯としましては、当初の施設配置方針の一つに、「ランドスケープデザイン」を掲げていたことにより、外壁を「濃い藍色」、フレームやバルコニー



を白色とし強いコントラストを持たせることで、品格・重厚感、そして、本市のランドスケープとしての存在感を表すことを目的としておりました。

それでは、増築棟のイメージパース図をご紹介します。9枚目をご覧ください。

増築棟は薬局棟の背後に建築されます。配置図は10枚目のとおりです。

次に各立面図をご紹介します。

11枚目。北立面図をご覧ください。

病院の顔であります正面（北立面）は、増築棟にあえて濃い藍色は用いず、清潔感の象徴である白を基調とすることで、既設本館の濃い藍色をより際立たせ、病院のシンボリック性を高めております。

次に12枚目。南立面図をご覧ください。既設本館との一体性を重視し、濃い藍色をサブカラーとして利用可能な1/3以下で用いることで、病院のシンボリック性をより高めるなど、基準へ適合しつつも、更なるより良い景観を形成しております。

最後に13・14枚目。東立面図をご覧ください。増築棟単体では、サブカラーの1/3以下の基準を満たしませんが、背景となります既設本館と一体で見ますと、1/3をクリアしております。

また、景観は公共的な場などからの「見え方」が重要ですので、基準不適合ではありますが、見え方の工夫を行っております。

以上が、増築棟の設計案の説明でございます。

なお、本件につきましては、事前に景観アドバイザー会議にお諮りしております。

景観アドバイザーの助言に基づき、計画を改めておりますので、これよりご紹介いたします。

15枚目～18枚目をご覧ください。

まず、景観アドバイザーの助言により、基準不適合となっております「東立面」について「近景」である道路景観軸からどのように見えるか、という再検証を行いました。

その結果、東立面の緑地帯に緑の樹木を適切に配置することで、長大な壁面を分節化し、また目線を緑に向けさせる効果を生み、かつ壁面の濃い藍色の「見付け」を低減させる効果をもたらします。

また、壁面の濃い藍色とのコントラストで、緑の美しさがより際立つなど、相乗効果を

生み出し、これまで以上により良い景観を形成しております。

19 枚目～21 枚目は中景からの眺めであり、シンボルとして存在しつつも、まちなみとの調和が図られていることが分かります。

なお、遠景から総合医療センターを見とおせる場所はありません。

冒頭で申し上げましたとおり、総合医療センターは開業して約 5 年。

地域の非常に多くの皆様に愛され、たくさんの信頼を得てまいりました。

本市景観計画でも、総合医療センター周辺は「地域づくりの景観形成拠点」として、地域の魅力ある景観を先導する役割を担う核となる公共施設に位置付けており、ランドマークとしての役割を十二分に果たしております。

これらのことから、総合医療センターの増築等について景観形成基準に定める「地域のシンボルやランドマークとしての役割を果たすなど、良好な景観の形成に資するものとして市長が認めた場合は、この限りではない」に照らし、適用除外としようとするものです。

なお、今後の手続きとしましては、令和 6 年 1 月に「和泉市景観計画」の運用が開始された後、正式に事業者から和泉市景観条例に基づく事前協議書が提出される予定となっております。その際、本審議会でのご意見を参考に、本市としての判断を行うこととなっております。

以上で議事（3）「和泉市立総合医療センターの増築棟について」の説明を終わります。

**【北條委員】**

増築棟の景観への配慮の中での樹木の高さや本数は？

**【事務局】**

当初より 3 m の高木を 5 本程度植える予定です。

**【北條委員】**

建物の大きさに対して、3 m は低いような気がします。しかし、樹木は成長していくので、景観への配慮と考えれば適切かと思えます。

**【事務局】**

緑地帯のスペースが少ないこともあり、最大限の配慮となっております。

**【下村会長】**

樹木は公共空間から見ることができますか？

**【事務局】**

設計者が周辺を実際に調査し、3mの高木であれば見えるということで、緑化計画を作成しています。

**【森委員】**

東面には総合医療センターであるという屋外広告物がなく、紹介状など持って初めて来る人には病院だとわかりにくいのではないのでしょうか？

サービス向上のためにも視認性を高めるべきでは？

**【若本委員】**

総合医療センターの規模の大病院になると、あまり高いところには屋外広告物などは出さないですね。原則かかりつけ医の紹介状を持った方が来院されるので、ある程度調べて来ることが前提となっており、案内が必要であれば道路標識などでの対応となると思う。そういったものでしないと、完全によそ見運転していることになるので、ふさわしくないかなと思います。

屋外広告物に代わるものとして、ランドマークとしてのデザインを建物自体に与えるために濃い藍色と白で強いコントラストを出して目立つようにしていますしね。

これ以上、総合医療センターであるという屋外広告物を掲示する必要はないと考えます。

**【森委員】**

わかりました。

**【亀元委員】**

確認ですが、外壁の色だけが景観形成基準に適合していないという認識で良いですか？

意匠や形態は適合しているという認識で良いですか？

**【事務局】**

もともと既設本館と一体的に建設する計画としているので、外壁の色以外は適合すると考えています。

**【亀元委員】**

例えば民間の大規模な建物になれば、不適合の場合はどのような手続きになりますか？

**【事務局】**

事前協議の際に助言等に従わず、届出の際にも不適合であれば、景観審議会にお諮りする

こととなります。

シンボルということに関しましては、ガイドラインの34ページの下の※にも「地域のシンボルやランドマークとしての役割を果たすなど、良好な景観の形成に資するものとして市長が認めた場合は、この限りではない。」と記載しております。

総合医療センターは、非常に厳しい指定要件を満たして、大阪府より地域医療支援病院の認定を受けるなど、泉州地域の人々の健康を守るための医療施設として、地域の住民にとっては、なくてはならない存在であると考えております。

つまり存在自体がシンボルというところで、民間施設で泉州地域の安心安全を守るような、唯一無二の建築物というものは存在しないと考えております。

#### 【下村会長】

事務局が主に主張しているのは、機能面のシンボルであると考えます。

機能面だけではなく、シンボルとして認定するのであれば、風景としての慣れ親しんできたシンボル性ということもあるし、他の面からも理由は、たくさんあった方が良いでしょう。

また、理由を事務局で整理し、民間事業者から意見などが出た場合にきちんと説明できるように、リストアップしたほうが良いでしょう。

委員の皆様、他に理由や事務局の主張に対するアドバイス等はありませんか。

#### 【阿部委員】

私は、5年前に総合医療センターが建設されたときに、カッコいい建物ができて大変喜びました。また、診療科もどんどん増え、医療機器も最新のものがそろっており和泉市民にとって誇れる素晴らしい公立病院であると考えております。

#### 【北條委員】

外壁の色自体が、病院を訪れた人に安心感を与えている濃い藍色となっていることも、弱いが理由にはなると思います。

#### 【若本委員】

敷地の特性をしっかりと把握していた方が良いでしょうと思います。

総合医療センターが建設されている場所は、道路景観軸（和泉中央線）と河川景観軸（槇尾川）に囲まれており、広大な土地に建設されていることからどうしても目立ってしまい、シンボルにしかかなりえない。

そのような状況も考慮され、シンボルとなるように美しく建設されていると思います。

**【下村会長】**

総合医療センターの増築棟について、適用除外とすることは、委員の皆様も反対されていないと思います。

他に、適用除外にする理由はまだありますか。

**【若本委員】**

シンボルであるという認定は、増築後を含めた病院全体と考えて良いですか。

**【事務局】**

そのように考えております。

**【若本委員】**

既設本館については、既存不適格ということで問題ないですが、増築部分については、景観計画がある以上、基準に適合させて計画してください。という話はよくあること。

ちなみに、既設本館のシンボリック性を高めるために増築棟を控えめなデザインにした案と比較したうえで、あえて同色にしたという経緯などはあったのか確認したほうが良いと考えます。

**【事務局】**

確認いたします。

**【下村会長】**

これからの外構の植栽計画について、何か意見を言えますか？

できれば、景観アドバイザー一部会などで意見を言う機会があった方が良いと考えます。

**【事務局】**

担当部署等に一度確認いたします。

**【下村会長】**

他にご意見ありますか？

まとめとして、審議会としては、外壁の色が一部適合していないが、総合医療センターのシンボル性を鑑み、適用除外としてよろしいでしょうか。

**【委員全員】**

異議なし。

**【下村会長】**

異議ないものと認めます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

では、今後のスケジュールについて、事務局お願いします。

**【事務局】**

事務局の山口です。

それでは、今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

ガイドラインにつきましては、本日の審議会のご意見を反映し、最終、会長にご確認いただき、12月中に策定予定です。

そして、令和6年1月1日から和泉市景観計画並びに景観ガイドラインの運用を開始します。

今回の審議会につきましては、令和6年夏ごろを予定しております。内容としましては、景観の届出状況のご報告及び市民の景観意識の醸成を図っていくための取組みに対するご意見を賜りたいと考えております。

次回開催までしばらく期間がありますが、本市景観行政については、適宜、情報発信・情報提供を行ってまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

**【下村会長】**

はい。ありがとうございました。

事務局より今後のスケジュールの案内がありましたとおり、次回の景観審議会は令和6年夏ごろを予定しているとのことでした。

これにて、本日予定されている案件は全て終了となりますので、進行を事務局へお返しいたします。

**【事務局】**

委員の皆さま、長時間のご議論ありがとうございました。

これにて令和5年第1回和泉市景観審議회를終了いたします。ありがとうございました。

---

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市景観審議会 会長 下村 泰彦